住所　京都市南区西九条東柳ノ内町54番地2
姜泰志　昭和47年6月1日生
姜有　昭和49年3月28日生
住所　京都市南区東九条北烏丸町1番地
姜也子　昭和52年3月12日生
住所　京都市右京区梅津神田町32番地10
金英伯　昭和43年8月24日生
宋和美　昭和44年5月2日生
金武蔵　平成14年12月26日生
金史歩　平成16年7月27日生
金大晟　平成19年3月7日生
住所　京都府向日市向日町北山18番地5
具成隆　昭和59年12月9日生
住所　京都市伏見区醍醐鍵尾町15番地13
池真一　昭和39年8月27日生
住所　山形県南陽市三間通149番地8
禹京民　昭和52年4月29日生
住所　京都市右京区西院高田町24番地
安智**祢**　昭和58年2月13日生
住所　京都市右京区西院西寿町8番地
安祐輔　昭和59年11月29日生
住所　京都市伏見区中島前山町38番地
朴和美　昭和37年5月19日生
權純彰　昭和63年11月27日生
權純平　平成2年2月17日生
權純太　平成4年2月24日生
住所　横浜市金沢区富岡西2丁目2番1号
李伊津子　昭和25年3月15日生
住所　兵庫県川西市小戸3丁目19番65号
全徳子　昭和29年9月24日生
金炳明　昭和57年7月21日生
金炳人　昭和61年1月29日生
住所　兵庫県宝**塚**市御所の前町12番7号
申英文　昭和29年8月31日生
朴容子　昭和35年11月12日生
申文香　昭和61年12月20日生
申智章　昭和63年12月15日生
住所　兵庫県尼崎市尾浜町2丁目3番1―104号
申勝元　昭和38年12月25日生
住所　兵庫県尼崎市西本町2丁目67番地
金正煥　昭和15年2月25日生
金タカ子　昭和15年5月20日生
金文行　昭和43年1月19日生
金恩廷　昭和44年2月9日生
金燦　平成9年12月12日生
金沙里巳　平成11年3月1日生
住所　滋賀県大津市中央1丁目1番24―302号
金美香　昭和38年1月18日生

○外務省告示第四百二十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十二年九月三十日

外務大臣　前原　誠司

在日本国大韓民国大使館周辺地域

地域	期間
東京都新宿区 左門町 須賀町 内藤町（一番、九番） 愛住町 舟町 新宿一丁目 四谷三丁目 四谷四丁目 大京町	平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日まで
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点（ただし、内藤町一番に接する新宿御苑の部分を除く）。	

○財務省告示第三百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年九月三十日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・三一トン
四	一〇、四七三トン
五	四七二トン
六	四トン
七	六・九九トン
八	〇トン
九	一五、五四一トン
一〇	二、三六九トン
一一	二、〇八一トン
一二	三三七、九三七トン
一三	二、五二一、六五〇トン
一四	六一四、四〇八トン
一四の二	三二一、八六八トン
一五	一、一六八トン
一六	六、三〇八トン
一七	四〇、一六四トン
一八	七、五六一トン
一九	五二三トン
二〇	九六トン
二一	一三、三一九トン
二一	四二〇トン
二三	一、九〇五トン
二四	一一トン
二五	〇トン
二六	一、三六四トン
二七	二、九四七トン
二八	二トン
二九	二八二トン

○財務省告示第三百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年九月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万五千四百三十九トン

二　冷凍牛肉　十一万五千九百五十二トン

○財務省告示第三百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年九月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十二万五千四百七十トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十二万五千四百十七トン

○財務省告示第三百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十二年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十二年九月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年十月一日

○財務省告示第三百十九号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十二年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十二年九月三十日

財務大臣　野田　佳彦

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金